## 第2回 行財政システムに関する小委員会

期日:平成17年6月29日(水)

場所:八幡町中央公民館

次第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 事
  - (1)報告

地域協議会設置条例案について

事務組織及び機構の取扱いについて(中間報告)

- (2)その他
- 4 閉 会

### 酒田市地域協議会設置条例(案)

酒田市の合併前の地域においては、地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりが継承されてきた。このような伝統を踏まえ、地域住民の意見を行政へ反映し、又、地域住民と行政との連携と協働を推進することによりコミュニティ組織の育成、強化を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4から第202条の8まで及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の趣旨にのっとり、合併前の八幡町、松山町及び平田町の区域ごとに地域協議会を設置するものとし、ここに酒田市地域協議会設置条例を制定する。

(目的)

第1条 地域住民の意見を行政に反映させるとともに、地域住民と行政との連携と協働を推進することによりコミュニティ組織の育成、強化を図るため、合併前の八幡町、松山町及び平田町の区域毎に地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(設置)

第2条 協議会の名称及び設置区域は、次のとおりとする。

名称	設置区域		
八幡地域協議会	合併前の八幡町の区域		
松山地域協議会	合併前の松山町の区域		
平田地域協議会	合併前の平田町の区域		

#### (所掌事務)

- 第3条 協議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じ審議し、 意見を述べる。
  - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
  - (2) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項に掲げるもののほか、協議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について必要に応じて協議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
  - (1) 地域内振興に関すること。
  - (2) 地域づくり予算に関すること。
  - (3) 地域内コミュニティ組織の育成、強化に関すること。
  - (4) その他必要と認めること。
- 3 市長その他の市の機関は、前2項の意見に対して必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(委員)

- 第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が住民の多様な意見が行政に適切に反映されるように配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。
  - (1) 公共的団体から推薦のあった者
  - (2) 識見を有する者

- (3) 公募により選任された者(選任しようとする協議会の区域内に住所を有する者)
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。
- 4 委員の報酬については、酒田市特別職の職員の給与等に関する条例(平成17年酒田市条例第 号)に規定する額の範囲内で市長が別に定める。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ るによる。
- 5 会議は、公開とする。
- 6 会議は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、設置区域の において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17年 11月 1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

## 酒田市地域協議会運営規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、酒田市地域協議会設置条例(平成17年条例第 号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、酒田市地域協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 条例第4条第1項第3号に定める委員は3名以内とし、公募の方法等に ついては市長が別に定める。

(報酬)

第3条 条例第4条第4項に定める委員の報酬は、年額2万円とする。 (召集)

- 第4条 条例第6条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の会議(以下「会議」 という。)は、会長の互選を必要とするときは、市長が招集する。
- 2 会議の招集は、委員に対し、開会日の5日前までに議題を付した文書で行う ものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。 (会議録の調製)
- **第5条** 議長は、職員をして会議録を調製させなければならない。ただし、必要に応じて会議録に代えて会議録の要約を調製させることができる。
- 2 会議録には、議長及び会議において選任された委員1人が署名しなければならない。

(その他)

**第6条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

# 行財政小委員会資料(当日提出資料) 新市の組織機構の検討状況 <u>資料 3</u>

NI 6		46	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	原案(たたき台)作成の考え方	
NC	項目	内容	経過期間	段階的移行期間	段階的移行期間	成熟期	(酒田市)	
1	地域振興機能と住民サービス機能を担う機関として、地方自治法155条に基づく支所(総合支所)を設置する。 <mark>総合支所機能の基本的</mark> 特に、従来役場が担っていた「住民の声を行政に反映させる機能」については、地域協議会と総合支所が連携しながら多様な反映システムを構築し対応する。 本庁には、総合支所と連携しながら地域要望を把握しながら課題対応にあたる組織として、企画調整課内に地域振興室を新設する。 なお、組織体制、配置事務等は、効率的、効果的な行政運営が図られるよう随時見直すものとする。							
2	· ?	総合支所組織体制 (市長部局)		左欄を基本とし、効率的、効果的な課体制とする。	同左	同左	協定内容である4課を基本にするとともに、各課には2 係を配置する。なお、課体制については、効率的、効果 的な行政運営が図れるよう随時見直すものとする。 名称は、各町の意向を踏まえ分りやすい名称とする。	
3	組織機構	    行政委員会等出先機関	教育委員会、農業委員会、水道局に ついては、分室を設け総合支所との 併任により対応する。(議会、監査 は設置しない。)	同左	同左	同左	教育委員会事務局の出先機関として、教育振興課とする 方法を検討したが、配置人員が極めて少なく課として独 立させることが困難であり、総合支所との併任を妥当と した。	
4			本庁に所属する機関とする。 ただし、総合支所にも対応窓口を置 く。	同左	同左	同左	本庁と総合支所が連携しながら対応するものとする。	
5	5	出納機能	審査・出納機能は、本庁会計課の対応とし、総合支所へは歳入受け入れ機能を配置する。 現金で支給せざるえないものについては、会計課経由で総合支所で支給する。	同左	同左	同左		
6	配置事務		原則として、内部事務部門、システム統合により本庁に統合されるものを除き旧役場で実施していた全ての業務を行う。	住民窓口・相談事務	同左	地域振興に関する事務 住民窓口、相談事務 住民・地域要望受付・反映 事務 自主的活動支援事務 現地対応事務・防災事務 その他行政事務	3年を目途に段階的に移行する。	
7		当初に本庁に集約され	内部事務(総務、財政、その他管理業務)部門、行政委員会部門に関する事務で統合・消滅する事務。 システム統合等により本庁に一本化される事務。	的・効果的である事務で住民 サービスに直接関係のない事	同左	住民窓口・相談業務で頻度 の低い事務。 暫定的に配置した事務。	同上	
8	予算			予算に関する事務については、原則本庁対応とするが、次の予算については総合支所の対応とする。 地域振興に関する予算(ソフト事業)については、総合支所で直接財政担当部門へ要求し、執行も行う。(地域振興に係る目を新設し、対応予定。)	同左	同左	現在酒田市が使用している「財務会計システム」を新市のシステムとして移行し、総合支所でも使用できるようにする。 - 当該システムの特徴- 全て事業管理。(予算書にも、全て事業別掲載となる。) 予算要求できるのは、1所属のみとなるが、執行に関しては10所属で対応可能。	